

公告第 28 号

令和 8 年 3 月 5 日

ライオン健康保険組合

理事長 山本 史織



ライオン健康保険組合同規約 及び 会計事務取扱規程 一部改訂の件

令和 8 年 4 月 1 施行の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年 法律第 47 号）」（以下「改正法」という。）により、令和 8 年 4 月分の保険料から子ども・子育て支援金の徴収が始まります。これに伴い、規約において、保険料額の負担 割合や予備費の費途、準備金の保有方法等について定める必要が生じたため、新旧対照表のとおり改訂を行います。

また、会計事務取扱規程のうち、算定原簿について、子ども・子育て支援金の記載を明確化し、その他文言修正を行います。

新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第43条 略</p> <p>第44条 一般保険料額(うち一般保険料分)及び調整保険料額の100分の62は事業主、100分の38は被保険者において負担する。</p> <p>第45条の2 略 <u>(子ども・子育て支援金額の負担割合)</u></p> <p><u>第44条の3</u> <u>子ども・子育て支援金額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。</u></p> <p>(特定被保険者の保険料額)</p> <p>第44条の4 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被扶養者を有する介護保険第2号被保険者以外の介護保険法施行法第11条に規定する者を除く被保険者に関する 保険料額は一般保険料等額と介護保険料額との合算額とする。</p> <p>第45条～第46条 略</p> <p>第47条 1 略 2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は次の各号に掲げるものとする。 (1) 介護納付金 (2) <u>介護保険料還付金</u></p> <p><u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u> (1) <u>子ども・子育て支援納付金</u> (2) <u>子ども・子育て支援金還付金</u></p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第48条 略 2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない</p> <p>附則 (施行期日) 令和8年4月1日から一部改正し施行する。</p>	<p>第1条～第43条 略</p> <p>第44条 一般保険料額及び調整保険料額の100分の62は事業主、100分の38は被保険者において負担する。</p> <p>第45条の2 略 <u>(新設)</u></p> <p>(特定被保険者の保険料額)</p> <p>第44条の3 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被扶養者を有する介護保険第2号被保険者以外の介護保険法施行法第11条に規定する者を除く被保険者に関する 保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。</p> <p>第45条～第46条 略</p> <p>第47条 1 略 2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は次の各号に掲げるものとする。 (1) 介護納付金 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第48条 略 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</p>

会計事務取扱規程 新旧対照表

新	旧
<p>第1～2条 (略)</p> <p>(帳簿の備付)</p> <p>第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。</p> <p>出納関係 (略)</p> <p>財務関係 (略)</p> <p>徴収関係</p> <p>一 <u>一般</u>保険料・調整保険料・介護保険料<u>及び子ども・子育て支援金</u>算定原簿</p> <p>二 (略)</p>	<p>第1～2条 (略)</p> <p>(帳簿の備付)</p> <p>第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。</p> <p>出納関係 (略)</p> <p>財務関係 (略)</p> <p>徴収関係</p> <p>一 保険料・調整保険料<u>及び</u>介護保険料算定原簿</p> <p>二 (略)</p>
<p>第4～4.3条 (略)</p> <p>(<u>備品</u>の毀損等届出)</p> <p>第4.4条 <u>備品</u>を毀損又は亡失したときは、担当者はその事由を具して物品保管責任者を経て常務理事に届出なければならない。</p> <p>(<u>備品</u>の廃棄処分)</p> <p>第4.5条 毀損その他の事由により<u>備品</u>の廃棄を要するときは、理事長又は常務理事の決裁を経て、廃棄整理簿により処理しなければならない。</p>	<p>第4～4.3条 (略)</p> <p>(<u>物品</u>の毀損等届出)</p> <p>第4.4条 <u>物品</u>を毀損又は亡失したときは、担当者はその事由を具して物品保管責任者を経て常務理事に届出なければならない。</p> <p>(<u>物品</u>の廃棄処分)</p> <p>第4.5条 毀損その他の事由により<u>物品</u>の廃棄を要するときは、理事長又は常務理事の決裁を経て、廃棄整理簿により処理しなければならない。</p>
<p>第4.6～5.1条 (略)</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>令和8年4月1日から一部改正し施行する。</p>	<p>第4.6～5.1条 (略)</p>